

農業経営改善関係資金基本要綱

平成14年7月1日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知
改正：平成15年3月4日14経営第6588号
改正：平成16年4月1日15経営第6838号
改正：平成17年4月1日16経営第8723号
改正：平成18年3月30日17経営第7209号
改正：平成19年3月29日18経営第7812号
改正：平成20年4月1日19経営第7718号
改正：平成20年4月16日20経営第40号
改正：平成20年10月1日20経営第3733号
改正：平成20年12月1日20経営第4931号
改正：平成21年4月1日20経営第7221号
改正：平成21年5月29日21経営第993号
改正：平成22年4月1日21経営第6879号
改正：平成22年8月13日22経営第2545号
改正：平成23年4月1日22経営第7266号
改正：平成23年5月2日23経営第249号
改正：平成24年3月30日23経営第3564号
改正：平成26年4月1日25経営第3946号
改正：平成27年4月1日26経営第3469号
改正：平成28年4月1日27経営第3219号
改正：平成28年12月27日28経営第2306号
改正：平成29年3月30日28経営第3171号
改正：平成30年3月28日29経営第3481号
改正：平成30年5月9日30経営第399号
改正：令和2年3月30日元経営第3100号
改正：令和2年4月30日2経営第323号
改正：令和2年9月30日2経営第1653号
改正：令和2年12月25日2経営第2427号
改正：令和3年2月12日2経営第2863号
改正：令和4年3月31日3経営第3034号
最終改正：令和7年3月31日6経営第3287号

目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善資金計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 4 その他
- 第4 窓口機関等
- 第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続
 - 1 窓口機関の融資相談対応等
 - 2 窓口機関の関係機関への通知
 - 3 融資機関相互の分担関係の基準
 - 4 融資機関等の審査
 - 5 融資審査結果の窓口機関への通知
 - 6 借入希望者への通知
 - 7 融資実行後の措置
- 第6 その他
- 別紙1 (第3の1関係) 借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報取扱
に関する同意書(1)又は(2)のいずれかを使用)
- 別紙2 (第3の1関係) 認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書
- 別紙3 (第3の2関係) 経営改善資金計画書の審査の考え方
- 参考様式1 (第3の4関係) 令和○年の経営状況報告書(△年目)
- 参考様式2 (第5の6関係) 融資審査等総括表
- 参考様式3 (第5の6関係) 借入申込書
- 参考様式4 (第5の6関係) 借入申込書兼債務保証委託申込書

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーS資金」という。）で対応する。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
<p>1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ① 認定農業者向け（注1、2、3） ② 認定新規就農者向け（注4） ③ その他担い手向け</p>	<p>農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給又は利子助成</p> <p>2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない</p>	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）</p> <p>(1) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注3） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定農業者向け〕</p> <p>(2) 経営体育成強化資金（注5） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。） ① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>2(1)の資金については1又は2(3)の資金との、2(2)の資金については1又は2(3)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない</p>	
<p>(3) 農業改良資金（注6） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。）</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p>	特別の場合の

[その他担い手向け]	1又は2(1)若しくは(2)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない	長期資金 (無利子)
(4) 青年等就農資金 (青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。) [認定新規就農者向け]	認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能) 1又は2(2)若しくは(3)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない	

(注1) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けた農業者をいう。

(注2) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

(注3) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

(注4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

(注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知)により対応するものとする。

(注6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーS資金の融通を受けることが可能である。

3 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金(アグリビジネスの強化を推進するための金融措置(平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官

依命通知) 第2に定める資金をいう。) の融通を受けることが可能である。

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者(融資を受けようとする者をいう。以下同じ。)の手続等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合)に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に

1の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書(別紙1の(1)又は(2))(以下「経営改善資金計画書」という。)を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等(第5の2の(1)から(3)までを除く。)に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善(認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。)のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙1の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあつては700万円以下(青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者(以下「被災借入希望者」という。)にあつては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの(以下「収支計画」という。)の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする(ただし、被災借入希望者を除く。)

(2) 認定農業者にあつては(1)の書類と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計

画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては(1)の書類と併せ青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

- (4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（都道府県、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

- (5) (6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、都道府県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、都道府県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に原則として電磁的記録により送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、都道府県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

- (6) 経営改善資金計画書等（(1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(5)の規定に基づき都道府県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、都道府県（農業制度資金担当課又は普及指導センター）に照会できるものとする。

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、
- ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
 - ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか
- について責任をもって判断するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- （注）農業信用基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る農業信用基金協会の保

証については、2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はウの額をいい、青年等就農資金にあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 1,800 万円（法人 3,600 万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3,700 万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）

ウ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人 1,500 万円（法人 3,000 万円（任意団体も同じ。））

- (4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であつて、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

4 その他

- (1) 借入希望者は、第5の6の(2)により、経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1月半以内に融資の可否についての回答を受けられることとなっている。

1月半以内に手続が終了しない場合には、窓口機関からその理由の説明がなされることになっているが、説明がない場合には、借入希望者は窓口機関に問い合わせることができる。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、参考様式1又は参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

第4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機

関及び公庫の受託金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）

(2) 公庫

- 2 都道府県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。
- 3 都道府県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。都道府県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。
- 4 都道府県は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿を整備するものとする。

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(4)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては第6の4及び5に留意することとする。）

なお、窓口機関が關係書類の写しを原則として電磁的記録により特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該關係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

- (2) 窓口機関は、直ちに普及指導センターに關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担關係の基準に照らして民間金融機関が対応する（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。）ことが適當である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。
- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。
- ア (1)から(3)までの手続を行う（第3のア～ウに該当する場合は除く。）とともに、次に掲げる推進會議の構成員に關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。
- (ア) 借入申込案件について、推進會議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会）に委任する場合 当該融資機関
- (イ) (ア)に該当しない場合 推進會議の事務局その他直接關係を有する構成機関
- イ 農業經營基盤強化資金、經營体育成強化資金（認定就農計画に基づく場合に限る。）、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、經營改善資金計画について推進會議の認定（農業經營改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業經營改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めることとする。
- なお、推進會議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進會議の認定があったものとみなす等融資機関及び關係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。
- ウ 農業改良資金の貸付けについては經營改善資金計画について推進會議の認定を要しないが、推進會議が特に必要と認める場合には、メンバー間で經營改善資金計画の内容について協議するものとする。
- (5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続を含め（第3のア～ウに該当する場合は除く。）、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に依り、關係書類の写しを原則として電磁的記録により送付し、經營改善資金計画についての認定（經營改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めることとする。
- なお、推進會議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進會議の認定があったものとみなす等融資機関及び關係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。
- ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

- イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者
- ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営・就農支援センターに随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 融資機関相互の分担関係の基準

(1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する（認定新規就農者向けの資金は除く。）

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する。

ウ 借入額が認定農業者については1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する（農業改良資金を除く。）

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。

オ これら以外については民間金融機関が対応することを基本とする。

なお、公庫と民間金融機関の協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

(2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、普及指導センター等都道府県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

4 融資機関等の審査

(1) 融資機関は、3の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。

(2) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。

(3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については都道府県の利子補給承認手続又は利子助成金交付手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 6 条に規定する都道府県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

(4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から 3 週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

6 借入希望者への通知

(1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(2) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、1 月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(3) (2) の場合において、融資を行わないときは、参考様式 2 又は参考様式 2 を参考にして当該融資機関が定める様式により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

(4) 融資を行う場合は、(2) のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式 3 又は参考様式 3 を参考にして当該融資機関が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式 4 又は参考様式 4 を参考にして当該融資機関が定める様式））等の提出を求め、(2) の融資の可否通知から 2 週間以内にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第 3 の本文ただし書の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）による場合は、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

7 融資実行後の措置

(1) 融資機関は、第 3 の 4 の (2) に基づき、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うも

のとする。

- (2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため普及指導センターから求められた場合には、遅滞なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、普及指導センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

第6 その他

- 1 都道府県及び関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
- 2 普及指導センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 4 窓口機関、都道府県、普及指導センターその他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認

定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則（平成22年 8 月13日22経営第2545号）

この要綱の一部改正は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日22経営第7266号）

この要綱の一部改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 5 月 2 日23経営第249号）

この要綱の一部改正は、平成23年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日25経営第3946号）

この要綱の一部改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日26経営第3469号）

この要綱の一部改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日27経営第3219号）

この要綱の一部改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月27日28経営第2306号）

この要綱の一部改正は、平成28年12月27日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日28経営第3171号）

この要綱の一部改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日29経営第3481号）

この要綱の一部改正は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月 9 日30経営第399号）

この要綱の一部改正は、平成30年 5 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日元経営第3100号）

1 この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月30日 2 経営第323号）

この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月30日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月30日 2 経営第1653号）

この要綱の一部改正は、令和 2 年 9 月30日から施行する。

附 則（令和 2 年12月25日 2 経営第2427号）

この要綱の一部改正は、令和 2 年12月25日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月12日 2 経営第2863号）

この要綱の一部改正は、令和 3 年 2 月13日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日 3 経営第3034号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の(3)の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月31日 6 経営第3287号）

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。